

# 津久見市企業立地促進条例の新規制定について【詳細版】

津久見市では、企業立地の促進、雇用機会の拡大及び居住環境の整備を支援することにより、立地企業の活性化、若年労働力の確保を図り、産業振興に資することを目的として、「津久見市企業立地促進条例」を制定しました。

今後とも、若者定住、事業所の設備投資、市外からの企業誘致等を促進し、地域経済の活性化を図ることで、『誇りと自信に満ちたまち「津久見」～笑顔と活力あふれる定住拠点～』を目指していきます。

## 事業所の規模拡大



## 市外からの企業参入



## 社宅の整備 (中古住宅も含む)



## 事業所の新設



### 【問合せ先】

津久見市商工観光・定住推進課 商工観光班  
Tel.0972-82-4111 (内線256・252)  
Tel.0972-82-9542 (直通)  
E-mail: tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp

※制度の内容は、2～3P参照  
～不明な点は、遠慮なくお問合せください～

# 津久見市企業立地促進条例の概要①【対象業種・助成措置の要件】

## 対象業種

下記の産業を営む事業者（法人・個人）及び中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する事業協同組合並びに協業組合を対象  
A 農業、林業、B 漁業、C 鉱業、採石業、砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業(中分類43～45、47・48)、I 卸売業、小売業、J 金融業、保険業、K 不動産業、物品賃貸業、L 学術研究、専門・技術サービス業、M 宿泊業、飲食サービス業、N 生活関連サービス業、娯楽業、O 教育、学習支援業、P 医療、福祉、Q 複合サービス業(中分類87)、R サービス業(中分類88～92)などの事業者で、市長の指定を受けた法人及び個人

※1 対象業種は、総務省が定める日本標準産業分類による。英記号は、大分類を示す。

※2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業所は除く。 ※3 郵便業、公務、分類不能の産業、公序良俗に欠けるものを除く。

## 助成措置の要件

### 【事業所の立地】

- (1) 新設 市内に事業所を有しない事業者が新たに市内に事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が既存の事業所の規模を拡大する目的で、当該事業所の敷地若しくは隣接地以外に新たな事業所を設置すること。
- (2) 増設 市内に事業所を有する事業者が、既存の事業所の規模拡大等の目的により、当該事業所の敷地又は隣接地に新たな事業所を設置若しくは当該事業所において新たな設備投資等を行うこと。

① **平成30年4月1日以降の操業開始**（企業立地・規模拡大・新たな設備投資に係る業務開始等）

※事業所の新設、増設、規模拡大等の設備投資及び用地取得は、操業を開始した日の前3年以内に実施したものを対象

② 法人・組合の場合

資本金1億円以上：設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費が**2,000万円以上、新規雇用3人以上1年以上継続**

資本金5千万円～1億円以下：設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費が**1,000万円以上、新規雇用2人以上1年以上継続**

資本金5千万円以下：設備投資額（家屋・償却資産）+用地取得費が**500万円以上、新規雇用1人以上1年以上継続**

③ 個人の場合、

【新規雇用従業者】

① 事業所の立地に伴い、**平成30年4月1日以降新たに雇用した者**

② **新たに1年を超えて就業し**、雇用保険法の適用を受け、かつ、労働基準第107条に規定する労働者名簿に記載されている者で**市内に住所を有する者**

③ **従来から雇用している従業者数（操業開始前6月時点）からの増加分を対象**とし、同一事業所内での配置換え、代表権を持つ会社役員及び短時間労働者を除く。

## 設備投資助成金 雇用促進助成金

## 社宅整備助成金

① **平成30年4月1日以降に整備を完了した社宅を対象**

※用地取得は、社宅完成日前3年以内に取得したものを対象

※社宅整備費とは、**従業者の居住を目的として新たに設置又は中古住宅等を購入し社宅として活用する場合(以下「新設」という。)**若しくは同一敷地内等に増設(以下「増設」という。)する住宅の建設、購入にかかる経費の総額とする。(法人及び個人(代表権を持つ会社役員)を対象とする。)

② 社宅整備費+用地取得費が**5,000万円以上、4世帯以上が入居可能な社宅の新設・増設**

**※但し、1戸建て中古住宅については、1,250万円以上、1世帯が入居可能な社宅の新設・増設**

③ 社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者(市内従業者)又は転入社宅入居者(市外から転入した従業者)が入居していること。

# 津久見市企業立地促進条例の概要②【助成内容・設備投資等の内容】

## 助成内容

設備投資助成金	☆設備投資額×5%×3年間(上限300万円/年) ※用地取得費は対象としない
雇用促進助成金	☆雇用期間1年間の新規雇用従業者1名×30万円×3年間(上限300万円/年)
社宅整備助成金	<p>☆社宅整備費×5%×3年間(上限300万円/年) ※用地取得費は対象としない 【助成金の割合】</p> <p>(1) 社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者又は転入社宅入居者（市外から転入した従業者。ただし、<b>市内に転入して社宅に入居した日前1年以内に市内に住所を有していた者除く。</b>）が1年を超えて入居し、かつ、転入社宅入居者が社宅全戸数の5分の1未満の場合 ☆社宅整備費×5%×50%×3年(上限150万円/年)</p> <p>(2) 社宅全戸数の2分の1以上に社宅入居者又は転入社宅入居者が1年を超えて入居し、かつ、転入社宅入居者が社宅全戸数の5分の1以上の場合 ☆社宅整備費×5%×100%×3年(上限300万円/年)</p> <p>(3) <b>1戸建て中古住宅の場合：社宅入居者又は転入社宅入居者（市外から転入した従業者。ただし、市内に転入して社宅に入居した日前1年以内に市内に住所を有していた者除く。）が1年を超えて入居した場合</b> ☆社宅整備費×5%×100%×3年(上限100万円/年)</p>
助成金の上限	☆1指定事業所当たり、500万円/年を全ての助成金の上限とする。

## 助成金の対象となる設備投資等の内容

設備投資	<p>事業所の立地に係る費用のうち、事業者が取得した所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産であって、直接事業の用に供されるもの。ただし、事業所の立地に伴う操業開始日（企業立地・規模拡大・新たな設備投資に係る業務開始等）が、平成30年4月1日以降で、かつ、当該資産の取得の日から操業開始日までの期間が3年以内となる場合の資産の取得に限る。</p> <p>【所得税法施行令第6条第1号から7号】</p> <p>一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。）                  二 構築物（ドック、橋、岸壁、栈橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）                  三 機械及び装置 四 船舶 五 航空機 六 車両及び運搬具                  七 工具、器具及び備品（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を含む。）</p>
社宅整備	<p>社宅整備に係る費用のうち、事業者が取得した所得税法施行令第6条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる資産であって、直接社宅の用に供されるもの。ただし、平成30年4月1日以降に整備を完了した社宅に限る。</p> <p>【所得税法施行令第6条第1号から第3号及び第7号】</p> <p>一 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備をいう。） 二 構築物                  三 機械及び装置 七 工具、器具及び備品</p>

# 津久見市企業立地促進条例の概要③【申請手続】

## 申請の手続き

<b>相談窓口</b>	津久見市商工観光・定住推進課 商工観光班 Tel.0972-82-4111 (内線256・252) Tel.0972-82-9542 (直通) E-mail: <a href="mailto:tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp">tsu-kankou@city.tsukumi.lg.jp</a> ※不明な点のご遠慮なくお問い合わせください。
<b>申請手続きの流れ</b>	①指定事業者指定申請の受付      ②1年を経過後の新規雇用者・社宅入居者等の状況を確認し指定決定通知 ③交付申請      ④交付決定      ⑤交付請求      ⑥助成金交付 【3年間の助成金交付申請】 ①1年目は事業者の指定決定を受けた日から30日以内 ②2年目は事業者の指定決定を受けた日から1年を経過した日から起算して30日以内 ③3年目は事業者の指定決定を受けた日から2年を経過した日から起算して30日以内 以上の期間内に、助成金交付申請書に、事業者指定通知書の写し等を添えて提出
<b>その他特記事項</b>	【期間の合算】 ○新規雇用従業者が1年未満で退職し、その後、他の新規雇用従業者を引き続き雇用した場合にあっては両者の期間を合算する。 ○社宅入居者及び転入社宅入居者が1年未満で社宅を退去し、その後、他の社宅入居者及び転入社宅入居者が引き続き当該社宅に入居した場合にあっては両者の入居期間を合算する。 【他の支援施策】 ○事業者の業種、設備投資等の内容により、法や条例等に基づく固定資産税の課税免除等に該当する場合があります。 ○転入社宅入居者においては、移住定住に関する補助制度に該当する場合があります。

## 当初の指定申請に必要な書類

<b>助成金の種類</b>	<b>添 付 書 類</b>	
<b>設備投資助成金 雇用促進助成金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の写し又はこれにかわるもの</li> <li>・設備投資の事業計画書（任意様式）</li> <li>・用地取得費の内容等が確認できるもの</li> <li>・滞納のない証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記簿謄本又はこれにかわるもの</li> <li>・設備投資額の内容等が確認できるもの</li> <li>・既存従業者数及び新規雇用の採用計画等が確認できるもの</li> <li>・その他指定申請に必要なもの</li> </ul>
<b>社宅整備助成金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款の写し又はこれにかわるもの</li> <li>・用地取得費の内容等が確認できるもの</li> <li>・社宅の入居状況(見込み)が確認できるもの</li> <li>・その他指定申請に必要なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社宅の図面及び社宅整備費の内訳等が確認できるもの</li> <li>・社宅の登記簿謄本又はこれにかわるもの</li> <li>・滞納のない証明書</li> <li>・1戸建中古住宅の場合は誓約書</li> </ul>